

総合評価落札方式（標準型） 試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型） 試行要領運用指針 平成19年 1月19日 18監第468号 最終改正 平成26年2月12日25建企第539号	長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型） 試行要領運用指針 平成19年 1月19日 18監第468号 最終改正 平成25年6月25日25建企第196号
<p>本指針は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式（標準型）による一般競争入札（以下「総合評価落札方式（標準型）」という。）により実施する場合の事務処理の効率化に資するため、運用上の基本的な事項を定めるものである。</p> <p>1 一般的事項</p> <p>（1）総合評価落札方式（標準型）の実施にあたっては、長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型） 試行要領（以下「要領」という。）及び本運用指針に定める事項のほか、定めががない事項については、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則、長崎県財務規則、長崎県建設工事執行規則、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱、長崎県建設工事一般競争入札試行実施要綱、長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（以下「低入札調査要綱」という。）、低入札価格調査制度对象工事に係る特別重点調査要領（以下「特別重點調査要領」という。）、政府調達に関する苦情の処理手続要綱、長崎県建設工事苦情処理手続要綱、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に定めた内容の公表についての手続きによるものとする。</p> <p>この場合、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に規定する「入札結果及び契約内容の公表についての手続きによるものとする。</p>	<p>本指針は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式（標準型）による一般競争入札（以下「総合評価落札方式（標準型）」といふ。）により実施する場合の事務処理の効率化に資するため、運用上の基本的な事項を定めるものである。</p> <p>1 一般的事項</p> <p>（1）総合評価落札方式（標準型）の実施にあたっては、長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型） 試行要領（以下「要領」といふ。）及び本運用指針に定める事項のほか、定めがない事項については、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則、長崎県財務規則、長崎県建設工事執行規則、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱、長崎県建設工事一般競争入札試行実施要綱、長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（以下「低入札調査要綱」といふ。）、低入札価格調査制度对象工事に係る特別重点調査要領（以下「特別重點調査要領」といふ。）、長崎県施工体制確認型総合評価落札方式試行要領（以下「施工体制確認型要領」といふ。）、政府調達に関する苦情の処理手続、長崎県建設工事苦情処理手続要綱、工事費内訳書取扱要綱及び公共工事についての手続きによるものとする。</p> <p>この場合、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に規定する「入札結果及び契約内容の公表についての手続きによるものとする。</p>

総合評価落札方式（標準型） 試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
<p>時VE対象工事」とあるのは「総合評価落札方式（標準型）」と、「VE検討委員会」とあるのは「総合評価審査委員会」と、「VE提案」とあるのは「技術提案」と読み替えるものとする。</p> <p>また、長崎県建設工事苦情処理手続要綱別表中、「VE提案に基づく入札」とあるのは「総合評価落札方式（標準型）に基づく技術提案等の全部又は一部」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 企業の技術力及び技術提案（以下「技術力等」という。）に係る技術的要件における最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）並びに落札者決定基準については、入札公告及び入札説明書等において明らかにするものとする。</p> <p>(3) 契約担任者は、要求要件を仕様に関する書類（以下「仕様書」という。）において定める場合及び企業の技術力等に係る評価基準（以下「評価基準」という。）を総合評価に関する書類（以下「総合評価説明書」という。）において定める場合にあつては、入札公告の一部として配布するものとする。</p> <p>2 学識経験を有する者の意見聴取</p> <p>(1) 契約担任者は、総合評価落札方式（標準型）により入札を実施しうるとするときは、事前に「実施対象工事の適否」及び「落札者決定基準」について様式1号及び参考様式第1号（工事概要書）により、関係部競争参加資格委員会（関係部とは長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に定める第2条(2)(3)による。以下同じ。）に提出するものとす</p>	<p>この場合、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に規定する「入れ時VE対象工事」とあるのは「総合評価落札方式（標準型）」と、「VE検討委員会」とあるのは「総合評価審査委員会」と、「VE提案」とあるのは「技術提案」と読み替えるものとする。</p> <p>また、長崎県建設工事苦情処理手続要綱別表中、「VE提案に基づく入札」とあるのは「総合評価落札方式（標準型）に基づく技術提案等の全部又は一部」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 企業の技術力及び技術提案（以下「技術力等」という。）に係る技術的要件における最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）並びに落札者決定基準については、入札公告及び入札説明書等において明らかにするものとする。</p> <p>(3) 契約担任者は、要求要件を仕様に関する書類（以下「仕様書」という。）において定める場合及び企業の技術力等に係る評価基準（以下「評価基準」という。）を総合評価に関する書類（以下「総合評価説明書」という。）において定める場合にあつては、入札公告の一部として配布するものとする。</p> <p>2 学識経験を有する者の意見聴取</p> <p>(1) 契約担任者は、総合評価落札方式（標準型）により入札を実施しうるとするときは、「実施対象工事の適否」及び「落札者決定基準」について様式1号及び参考様式第1号（工事概要書）により、関係部競争参加資格委員会（関係部とは長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に定める第2条(2)(3)による。以下同じ。）に提出するものとす</p>

総合評価落札方式（標準型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
	<p>委員会（関係部とは長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に定める第2条(2)(3)による。以下同じ。）に提出するものとする。</p>
<p>(2) 関係部競争参加資格委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、契約担任者より（1）の提出を受けたときは、速やかに長崎県総合評価審査委員会設置要領に基づき設置された長崎県総合評価審査委員会（以下「総合評価審査委員会」という。）に「実施対象工事の適否」及び「落札者決定基準」については様式1-1号及び参考様式第1号（工事概要書）により、「入札に参加しようとする者の技術力等などの評価結果」については様式4-1号により意見を聴取しなければならない。</p>	<p>(2) 関係部競争参加資格委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、契約担任者より（1）の提出を受けたときは、速やかに長崎県総合評価審査委員会設置要領に基づき設置された長崎県総合評価審査委員会（以下「総合評価審査委員会」という。）に「実施対象工事の適否」及び「落札者決定基準」については様式1-1号及び参考様式第1号（工事概要書）により、「入札に参加しようとする者の技術力等などの評価結果」については様式4-1号により意見を聴取しなければならない。</p>
<p>(3) 入札に参加しようとする者の技術力などの評価については、関係部競争参加資格委員会により意見を聴取するものとする。ただし、委員長が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）に委ねる場合は、技術審査分科会により意見を聴取するものとする。</p>	<p>(3) 入札に参加しようとする者の技術力などの評価については、関係部競争参加資格委員会により意見を聴取するものとする。ただし、委員長が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）に委ねる場合は、技術審査分科会に提出し、技術審査分科会長が意見を聴取するものとする。</p>
<p>(4) 「技術審査分科会」終了後、速やかに「総合評価審査委員会」に、入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果について意見を聴取しなければならない。</p>	<p>(4) 関係部の長は、(3)の提出を受けたときは、速やかに「総合評価審査委員会」に、入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果については様式4-1号により意見を聴取しなければならない。 なお、入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果について</p>

総合評価落札方式（標準型） 試行要領運用指針 新旧対照表

	改正後	現行
		<p>（5）委員長は、（4）による意見を踏まえ、（3）の審査結果を技術提案の採否通知前までに契約担任者に回答するものとする。</p> <p>なお、委員長が技術審査分科会に委ねる場合は、技術審査分科会会长が回答するもとする。</p> <p>（6）契約担任者は「落札者」が決定したとき、速やかに関係部競争参加資格委員会に報告するものとする。</p>
3 要求要件		<p>（1）要求要件は、工事における必要度、重要度に基づき、適切に設定するものとする。</p> <p>（2）要求要件は、その内容を可能な限り詳細かつ具体的に記載するものとする。</p>
4 評価基準		<p>（1）評価基準は、企業の技術力等に係る評価項目及び得点配分その他の</p> <p>（1）評価基準は、企業の技術力等に係る評価項目及び得点配分その他の</p>

総合評価落札方式（標準型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
<p>評価に必要な事項（以下「評価項目等」という。）とする。</p> <p>(2) 評価基準は、入札公告等（総合評価説明書を含む。）において明らかにするものとする。</p> <p>(3) 評価項目等は、工事における必要度、重要度に基づき、適切に設定するものとする。</p> <p>(4) 工事における必要度、重要度に照らし、必要な範囲を超える評価する意味のない企業の技術力等は評価しないものとする。</p> <p>(5) 評価項目については、その評価する内容を可能な限り詳細かつ具体的に示すものとする。この場合において、あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲（上限値等）を示すことができるものについては、当該評価項目ごとにその旨を明記するものとする。</p> <p>必要に応じ、入札前に施工計画、試験結果等の提出を求める、技術資料のヒアリングを実施することができます。なお、その場合には、その旨を入札公告等において明らかにするものとする。</p> <p>(6) 得点配分は、必要度、重要度に応じて加算点を適切に設定する。</p>	<p>評価に必要な事項（以下「評価項目等」という。）とする。</p> <p>(2) 評価基準は、入札公告等（総合評価説明書を含む。）において明らかにするものとする。</p> <p>(3) 評価項目等は、工事における必要度、重要度に基づき、適切に設定するものとする。</p> <p>(4) 工事における必要度、重要度に照らし、必要な範囲を超える評価する意味のない企業の技術力等は評価しないものとする。</p> <p>(5) 評価項目については、その評価する内容を可能な限り詳細かつ具体的に示すものとする。この場合において、あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲（上限値等）を示すことができるものについては、当該評価項目ごとにその旨を明記するものとする。</p> <p>必要に応じ、入札前に施工計画、試験結果等の提出を求める、技術資料のヒアリングを実施することができます。なお、その場合には、その旨を入札公告等において明らかにするものとする。</p> <p>(6) 得点配分は、必要度、重要度に応じて加算点を適切に設定する。</p>
5 企業の技術力等の評価	<p>(1) 企業の技術力等の評価は、入札公告等（仕様書及び総合評価説明書を含む。）に基づいて行うものとし、入札公告等に記載されていない企業の技術力等は評価の対象としない。</p> <p>(2) 企業の技術力等の評価は、総合評価審査委員会による意見聴取及び競争参加資格委員会による審査を通じて適切に行うものとする。また、当該審査に当たつては、全ての入札参加者に共通の基準で行うことと</p>
	- 5 -

総合評価落札方式（標準型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
し、特定の入札参加者の評価に特定の方法を用いないものとする。	し、特定の入札参加者の評価に特定の方法を用いないものとする。
6 技術提案に対する説明 ア 技術提案の審査結果については、評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録し、入札参加者による要領8の規定による書面に於けるものは長崎県建設工事苦情処理手続要綱に基づき適切に対応するものとする。 イ 政府調達に関する苦情の処理手続に基づき対応することもできる。	6 技術提案に対する説明 ア 技術提案の審査結果については、評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録し、入札参加者による要領8の規定による書面に於けるものは長崎県建設工事苦情処理手続要綱に基づき適切に対応するものとする。 イ 政府調達に関する苦情の処理手続に基づき対応することもできる。
7 入札 入札参加者は、入札書提出時には、長崎県建設工事執行規則に定める様式4号及び様式5号とともに、本運用指針に定める様式4号を使用するものとする。 ただし、技術提案（要領7の通知で採用されたものを記載。）は要領9に基づき提出するものとする。	7 入札 入札参加者は、入札書提出時には、長崎県建設工事執行規則に定める様式4号及び様式5号とともに、本運用指針に定める様式4号を使用するものとする。 ただし、技術提案（要領7の通知で採用されたものを記載。）は要領9に基づき提出するものとする。
8 開札 入札執行者は改札の後「保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとする。 ア 全入札参加者の業者名及び応札金額 イ 落札候補者について、総合評価を実施し、落札者を決定する。 ウ ランダム係数、予定価格及び <u>低入札要綱第3条の規定に基づく低入札調査基準価格</u> （特定調達契約等）。	8 開札 入札執行者は改札の後「保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとする。 ア 全入札参加者の業者名及び応札金額 イ 落札候補者について、総合評価を実施し、落札者を決定する。 ウ ランダム係数、予定価格及び <u>低入札要綱第3条の規定に基づく低入札調査基準価格</u> （特定調達契約等）。

総合評価落札方式（標準型）試行要領運用指針 新旧対照表

	改正後	現行
工 削除		
		工 低入札調査対象者の全員に、施工体制確認型要領第7条の(1)の規定に基づく追加資料の提出(開札日の翌日から4日以内(休日除く))
工 低入札要綱第4条の規定に基づく低入札調査対象者の全員に、低入札要綱第6条の規定に基づく履行可能であるかの調査及び特別重点調査要領に基づく特別重点調査に伴う資料の提出(資料の提出の通知を受けた日の翌日から7日以内(休日除く))。		オ 低入札調査対象者の全員に、低入札価格調査要綱第7条の規定に基づく履行可能であるかの調査及び特別重点調査要領に基づく特別重点調査に伴う資料の提出(資料の提出の通知を受けた日の翌日から7日以内(休日除く))。
オ その他必要な事項(談合情報や不自然な入札結果の場合には、その旨)。		カ その他必要な事項(談合情報や不自然な入札結果の場合には、その旨)。
また落札者の仮決定後に、直ちに開札結果を別紙様式「入札結果一覧表」及び「総合評価落札方式評価表」を長崎県ホームページ「発注予定工事情報・公告管理システム」に掲載し、落札者の決定後に紙による閲覧により、入札金額、標準点と加算点の合計点、評価値及びその氏名又は名称並びにランダム係数、予定価格及び最低制限価格を公表するものとする。		また落札者の仮決定後に、直ちに開札結果を別紙様式「入札結果一覧表」及び「総合評価落札方式評価表」を長崎県ホームページ「発注予定工事情報・公告管理システム」に掲載し、落札者の決定後に紙による閲覧により、入札金額、標準点と加算点の合計点、評価値及びその氏名又は名称並びにランダム係数、予定価格及び最低制限価格を公表するものとする。
また落札者の仮決定後に、直ちに開札結果を別紙様式「入札結果一覧表」及び「総合評価落札方式評価表」を長崎県ホームページ「発注予定工事情報・公告管理システム」に掲載し、落札者の決定後に紙による閲覧により、入札金額、標準点と加算点の合計点、評価値及びその氏名又は名称並びにランダム係数、予定価格及び最低制限価格を公表するものとする。		さらに落札仮決定者には落札仮決定の通知を行い、落札者決定後においては、落札決定者には確定した旨の通知及び全入札参加者には落札者が決定した旨を通知するものとする。
9 落札候補者がない場合の取扱い		9 落札候補者がない場合は入札不調とし、当該入札にかかる設計書は廃工とする。
落札候補者がない場合は確定した旨の通知及び全入札参加者には落札者が決定した旨を通知するものとする。		この場合、入札参加者名、入札価格、ランダム係数、予定価格及び低入札調査価格は公表しない。

総合評価落札方式（標準型） 試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
9の2 落札決定	9の2 落札決定 <p>(1) 契約担任者は、要領1.3により落札者が仮決定した場合は、様式5号により落札仮決定者に通知する。</p> <p>(2) 落札仮決定者は、要領1.3の2(1)により配置予定技術者を専任で配置することが可能かの通知を行う場合は、様式6の1号又は様式6の2号を持参の方法により行うものとする。</p> <p>(3) 要領1.3の2(7)に定める通知は、落札者には様式7号、その他入札参加者には様式8号により行う。</p>
10 落札結果の公表	10 落札結果の公表 <p>入札過程の公表は別紙様式「入札結果一覧表」をもつて実施する。</p>
11 価格以外の評価内容の担保	11 価格以外の評価内容の担保 <p>(1) 落札者の提示した技術提案については、全て契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする。</p> <p>(2) 工事の監督、検査に当たっては、評価した技術提案の内容を満たしていることを確認するものとする。</p> <p>(3) (2)において評価した技術提案の内容を満たしていない場合に、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする旨及び仕様を満足できなかつたものがある場合は、工事成績評定の減点対象とする旨を入札公告等において明らかにし、契約図書に記載するものとする。</p>

総合評価落札方式（標準型）試行要領運用指針 新旧対照表

	改正後	現行
	なお、再度の施工が可能な場合には、入札説明書等及び契約図書において、再度の施工の義務及びその内容を明らかにする。	なお、再度の施工が可能な場合には、入札説明書等及び契約図書において、再度の施工の義務及びその内容を明らかにする。
12 施行期日	この運用指針は、平成19年1月19日から施行する。 この運用指針は、平成19年3月15日から施行する。 この運用指針は、平成19年12月10日から施行する。 この運用指針は、平成20年4月1日から施行する。 この運用指針は、平成20年7月22日から施行する。 この運用指針は、平成20年7月31日から施行する。 この運用指針は、平成22年9月1日から施行する。 この運用指針は、平成25年7月1日から施行する。 <u>この運用指針は、平成26年4月1日から施行する。</u>	この運用指針は、平成19年1月19日から施行する。 この運用指針は、平成19年3月15日から施行する。 この運用指針は、平成19年12月10日から施行する。 この運用指針は、平成20年4月1日から施行する。 この運用指針は、平成20年7月22日から施行する。 この運用指針は、平成20年7月31日から施行する。 この運用指針は、平成22年9月1日から施行する。 この運用指針は、平成25年7月1日から施行する。 <u>この運用指針は、平成26年4月1日から施行する。</u>